

## 平成 29 年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事録

会議の名称 平成 29 年度人にやさしい街づくり推進委員会

開催日時 平成 30 年 3 月 20 日（火）午前 10 時から正午まで

開催場所 愛知県自治センター 6 階 大会議室

出席者 委員 7 名、事務局 6 名、傍聴人 1 名、記者 1 名、委員随行者 2 名

## 1. 人にやさしい街づくりに関する施策の取組状況について

（委員）

適合証交付率の割合は、何に対する割合ですか。

（事務局）

整備計画の届出に対する適合証の交付件数になります。

（委員）

建築士に指導することが届出率や適合率の上昇に寄与していると思われませんが、適合証の交付率が下がっているのには何か理由がありますか。

（事務局）

適合証の交付のメリットや、事業者側の適合証交付へのモチベーションなどの要因が考えられます。このことは住宅計画課としての課題でもあります。

（委員）

③事業者の意識の向上と、⑪建築士に対する指導・助言、啓発の中で、「建築士の指導・助言の強化」とありますが、これは同じことなのでしょうか。

（事務局）

窓口において建築士に対して指導・助言を図ることが、③、④の両方の項目に関係するものでしたので、同じ内容を記載させていただきました。

設計士には直接、適合するように指導・助言を行うと同時に、事業者に対しても適合するように設計者から促してもらえるように指導しております。

（委員）

これは、平成 27 年度から行政指導の基準が見直されたということなのでしょうか。

（事務局）

行政指導の基準を見直したわけではなく、平成 27 年度から条例の条文にある指導助言を強化し、危機感を持って届出率や適合率の回復に努めてきたことになります。

(委員)

平成26年度の適合率60%の状況と比べると成果が上がってきており、素晴らしいことだと思います。法令外の内部的な指導基準の見直しが進み、それが成果につながるのであれば、フォーマルな法制度の見直しでなくても効果的な取組であることがわかりました。

(委員長)

これは民間の指定確認検査機関での指導強化なども影響しているのでしょうか。

(事務局)

届出に対する指導強化については、近年、愛知建築士会の広報誌への掲載や民間の指定確認検査機関への届出義務のパンフレットの配布などに力を入れてきました。また、指定確認検査機関の担当者に対して、確認申請を提出した建築士に人街条例の届出の提出するようパンフレット共にお伝えして頂くように強くお願いしてきました。このような地道な努力が届出率の上昇に影響していると思われます。

(委員)

先ほど委員から条例の改正がなくても届出率や適合率への効果があるという意見を頂きました。もちろん届出率や適合率が徐々に増えてきていることは良いことですが、まだまだ適合しない建築物も多くあります。そろそろこの条例がバージョンアップする時期ではないかと思います。

このあとの議題で付加条例の内容でもありますが、知事による指導、勧告、公表などを強化してもよいかと思います。

2016年の障害者差別推進条例で差別は、勧告や公表ができるような仕組みになっております。他の都道府県でも福祉のまちづくり条例のバージョンアップがされているので、そのあたりも検討する余地があると思います。

(事務局)

付加条例については議事4として議題を設けていますので、その際に改めてご意見いただければと思います。

(委員)

県民向けの普及活動の充実についてですが、出前講座やセミナーを開催し、広く県民に認知していただく活動をされています。小学校への出前講座は過去2年開催されていませんが、事業目標などを定めているのでしょうか？また、今後県民に広く普及啓発していくためにどのようなことを考えられているのか教えてください。

(事務局)

出前講座等については、受け身ではありますが申込みがあったものについて対応しております。この講座は建設部全体でやっている事業で様々なメニューがあるため、たまたま過去2年で人にやさしい街づくりの講座が選ばれなかったということになります。

県政お届け講座は、地元活動団体や大学、又は企業での研修等で幅広く活用されております。

毎年、住宅計画課では様々な機会を通じて情報提供を行っており、県政お届け講座については継続して実施しております。

また普及啓発活動については、出前講座や地域セミナーなどを様々な地域で行うことで、広く県民に人にやさしい街づくりやバリアフリーの推進を図っております。

(委員長)

出前講座は少し受け身であるため、もう少し営業を行ってもよいかと思われま。需要はあると思います。ただし、学校教育の中で取り入れてもらうには、比較的早い時期に組み込んでいかないと難しいと思われま。

(委員)

既存道路・公園における整備の促進についてです。現在、国会でバリアフリー法の見直しが進んでいるところですが、なかなかバリアフリー法に基づく移動円滑化基本構想が進まない聞いております。愛知県としてどのように推し進めていくのかお聞かせください。

また、既存道路・公園となっておりますが、既存の建物、特に公共の建物のバリアフリー化を進めていただきたい。特に学校については、障害者権利条約でもインクルーシブ教育を取り組んでいこうとなっております。学校にEVがないということで、車いす使用者が普通高校に事実上いけないということが生じております。この点についても県としてどのようにお考えかお聞かせください。

(事務局)

移動等円滑化基本構想については、中部運輸局が市町村の申請の窓口となっております。県も中部運輸局を通じて市町村の策定情報を把握するなど情報収集を努めているところ。中部運輸局も今後どのように推進していくかを検討しているところ。県も協力できる範囲でサポートできればと考えております。なお、基本構想の策定は平成27年度も増えているので、緩やかではありますが増加傾向にあると思われま。

既存の建物は課題の一つであると思われまが、まずは新築の建築物の適合率を上げて、不適合な建物を建てさせないといった部分を重点的に取り組んでいきたいと考えております。また、公共の建築物については、新しく建築する際の事前相談で既存の建物のバリアフリー化の対応も事業課に話をしていきたいと考えております。

(委員)

基本構想は緩やかに進んでいるとのことですが、例えば南知多町などの地方都市と都心部との格差が広がってきていると思われま。1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の駅に限らず、終着駅や乗り換え駅も対象にするなど、県から国に話をあげて頂きたいと思われま。

既存の建物については、東日本大震災や熊本地震でもそうでしたが、学校は避難所になります。バリアフリー化されていないことで高齢者や障害者の方の避難ができないことがかなり前から問題視されています。学校については、改善のための10か年計画などを作るなど計画的にバリアフリー化を進めて頂きたいと思われま。

(委員)

学校は障害者権利条約の中で共に学ぶということがうたわれていても、環境整備がされていないということで学校に入れないことがとても多いです。そういうところを改善していかないと、インクルーシブとか、バリアフリーとかになかなか結びついていかないと思います。

大阪府は府立高校が 138 校の内 98 校のEVが設置されていますが、愛知県の県立高校は 137 校の内 7 校にしか設置されていません。

既存の施設についても考えていかないと、私たちが目指す人にやさしい街づくりを進める上でこの委員会の意味もなくなってしまうのではないかと思います。

(委員)

学校のバリアフリーについては、大学でも問題になっています。大学の新しい建物はEVがついていますが、教員の高齢化にも既存建物のEVが必要になりつつあります。

最近、文部科学省では様々な分野で基本的な補助金の設定があり、その基本的な基準を満たさないと次の上の補助金がもらえないという仕組みになっていますがこの仕組みの中に最低限の物理的なバリアフリーが入っていますが、様々なバリアに対応するという意味では、十分ではありません。バリアフリー整備の働きかけが省庁間の間でも必要であると感じます。

愛知県の中では名古屋市のバリアフリーが進んでいるかもしれませんが、本当に進んでいるかどうか疑問に感じます。最近はリニアの関係もありいろいろところで再開発が進められています。久屋大通公園の再開発に関する委員会でも、障害者の声を聞かなければという意見は出ますが、実際に聞くという計画になかなか進まない状況です。このようなことをこちらから働きかけてやらせていくということも必要であると思われる。新しい計画をしていく際には、声掛けをしていくような試みを人街の施策の中でやっていけたらいいと考えています。

(事務局)

愛知県なのか、名古屋市なのか、その他の市町村なのかによって違いがあると思います。2000 m<sup>2</sup>以上の建物や 5000 m<sup>2</sup>を超える公園などの固有施設については、条例で高齢者、障害者等の意見を聞くよう努めることとなっており、進めています。いただいた意見を踏まえて、今後どのような働きかけができるのかを考えていきたいと思っています。

## 2. 意見聴取会における人街アドバイザーの活用について

(委員)

多くの人街アドバイザーに参加していただき、大変良かったと思います。育成・スキルアップの取組が課題だと思いますが、どのように考えていますか。

(事務局)

今年度の連続講座ですが、新しい受講者向けの講座だけではなく、既に人街アドバイザー登録された人にも勉強になるような話も組み入れています。具体的な方針としては組み入れてはいませんが、スキルアップも考慮しながら連続講座を開催しています。

近年、受講者が増えていないという状況ではありますが、人街アドバイザーが興味を持つよう

な講座の検討も図っていただければと考えております。

(委員)

連続講座については講師料などが必要になると思いますが、予算はどれぐらい確保されていますか。

(事務局)

連続講座の予算は、平成26年度より県が自ら指定講習を行うのではなく、県が指定した団体が指定講習を実施することとなっています。指定講習を行う団体と内容を県が審査した上で登録することとしています。費用については、登録事業者が受講料として徴収し、運営する制度となっております。

(委員)

この事業は県が予算建てして行うのではなく、指定をするから自前でやってくださいというものでですか。

(事務局)

平成8年から実施してきた連続講座は県が事業主体となり委託料を払って講座を実施してきましたが、現在の制度は登録事業者が自ら行うこととしています。

(委員)

事務局の運営費まで上乗せした場合、運営されている団体にスキルアップの講座まで求めるのは難しいと思われます。これは県が要請する事業だと思うので、スキルアップが出来るような連続講座にするように予算を検討されてはどうかと思います。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて、予算については関係部署と検討していきたいと考えております。

(委員長)

警察署の意見で、人街アドバイザーでない当事者が参加してくれてよかったとの意見が書かれています。このケースはどのような状況でしょうか。

(事務局)

この意見聴取会は、人街アドバイザーだけではなく、当事者、社会福祉協議会、市役所の職員などいろいろな立場の方が参加する意見聴取会でした。当事者の人街アドバイザーでしたが、当事者の立場だけでなく行政や他の方々の立場も踏まえて意見をいただけたので、事業課から良かったという意見をいただいております。

(委員)

人街アドバイザーの参加はどのような呼び掛けをした結果、このような参加状況になったので

すか。

(事務局)

人街アドバイザーについては、施設計画や意見聴取会の予定などを調査した上で、障害者団体等の協力を得ながらアドバイザーに参加頂いております。アドバイザー以外の当事者については、各市町村の社会福祉協議会等の協力を得て、参加して頂いております。

(委員)

今まで講座を受講されて人街アドバイザーになった人は何人ですか。

(事務局)

現在、人街アドバイザーは900人を超えています。年々少ないながらも人街アドバイザーは増えております。

(委員)

私の教え子も人街アドバイザーの講座を受けてアドバイザーになったのですが、それを活かす場がないと言っていました。例えば建築関係の方だと仕事で活かしますが、それ以外の方は活かす場がない状況です。900名はかなりの数です。

もちろんアドバイザーのスキルアップも必要ですが、登録した人たちが集まって自分たちの気づきなど話し合い、次に何かやってみようと思える機会を作ることも必要だと思います。

(事務局)

アドバイザーの活用については、前回の委員会でも意見がでており、今回、議事として取り上げさせていただきました。住宅計画課としても意見聴取会での人街アドバイザーの活用を継続して実施してきたところです。今後はアドバイザー登録だけしてアドバイザーの活動に関わられていない方などにもお声かけして、アドバイザーの活用を検討していきたいと考えております。

### 3. 人にやさしい街づくり賞ガイドブックについて

(委員長)

立派なガイドブックが出来ましたが、いつ公表されますか？

(事務局)

まずは今回、完成したガイドブックを委員会で報告させて頂きました。ガイドブックの公表の詳細は決まっておりますが、来年度に行う予定です。

(委員長)

完成していますので、早く公表してください。

#### 4. 付加条例の検討について

(委員)

付加条例についてはかなり前から議論されていると思います。適合していない建物がまだ存在しているということから、できるだけ早めを実施して頂きたいと考えております。進まないのはどのような理由でしょうか。

(事務局)

一般的には条例の改正は法の改正に合わせてやることが多いですが、この改正は人街条例の課題に対して行うこととなります。法律の改正の後ろ盾がない状態で条例を改正するのがこれほど難しいとは思っておりませんでした。ひとえに事務局の能力不足で申し訳ございません。

事務局は人街条例の過去の経緯を踏まえて条例の改正を検討してきましたが、現時点で妥当な条例改正なのかという違った視点から指摘されました。その対応のための理論構成をもう一度検討し直すことになっております。大変、時間がかかってしまい本当に申し訳ございません。

(委員)

事務局を責める気はないです。ただ適合率の数字から見ても、また南海トラフ地震が起きる地域を考えると、この条例のバージョンが古くなっていると感じています。南海トラフ地震が起きることをイメージした上で条例を強化していく必要があります。この条例は高齢者、障害者の方が安心した社会参加ができるための基礎的な条例だと私は思っています。災害が起きると言われているのに条例が機能していなければ多くの被害者が出ます。しっかりと見通しを持って進めて頂きたいと思います。

また委員会も空白になるのではなく、我々も協力できるところは協力しますので、公開できるものは公開しながら見える形で期限を切って進めて頂きたいと思います。

(委員)

今まで、規制強化できないかという意見がこの委員会でも繰り返し出されてきたと思いますが、実はかなり入口のところでつまづいていることがわかりました。またこの委員会の開催日程が前回委員会からかなり空いてしまったのは残念です。

前回の議事録で障害者差別解消法が施行されたとありますが、障害者をめぐる国際情勢や国内の法制度の在り方が近年、大きく変わってきております。それだけに、取り組みが急がれていると思います。学校教育におけるユニバーサル化の取組が進んできているなど、条例改正に向けてのバックボーンが現実に存在しないわけではないと思います。

また、すでに法律の中に条例で付加できる仕組みがあるため、この条例改正は地方自治体の自治の見せ所だとも思います。

当事者の意見をたくさん聞けば、具体的な条例のイメージやその土台となる考え方もできくると思います。内部での検討だけではなく外の県民の力を借りて、まとめていけば進んでいくのではないかと思います。期待しています。

(事務局)

法改正のタイミングに合わせてと説明したのは、法改正があればスムーズに条例改正が進みやすいということであって、決してできないわけではございません。外の県民の力を借りるやり方だと確実に条例改正のハードルがあがるので、もう少し事務局に任せて頂きたいと思います。

(委員)

条例の取組をがんばっておられるようですが、まずはいつまでにやるのか目標をお聞かせください。

(事務局)

今年度中に条例改正を実施すると目標を定めていて頓挫したばかりなので、今は目標をお答えすることができません。当初の目標は今年度中でした。

(委員)

次回の委員会では、目標設定をお願いします。

(委員長)

先ほどガイドブックの活用の部分を飛ばしてしまいましたが、何か意見はありますか？特になければ、このガイドブックは出来るだけ早く公表をお願いします。

議事としては以上ですが、何かその他意見等はございますか。

(委員)

名古屋城についてですが、名古屋市は史実に忠実に木造で復元するといわれています。名古屋市から名古屋城のバリアフリーの考え方について、3月中に回答をいただけることでしたが、5月までに引き伸ばされたところです。

あの場所は公園なんですね。誰もが利用できる公園なのに一部の方の利用ができないことになってしまいます。現在の名古屋城には28人乗りのEVが2基ついています。外からあがる11人乗りEVもついています。誰もが安心して上まであがれる名古屋城が上がれなくなってしまうということについて、どのように県はお考えでしょうか。

(事務局)

名古屋城の天守閣については、人街条例を制定し人にやさしい街づくりを推進している立場から、条例の趣旨を踏まえて意見を聞くように名古屋市に伝えてあります。

最終的な判断は、名古屋市長になります。

(委員)

人街条例では、「すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることをかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて・・・。」とありま



す。提案ですが、人にやさしい街づくり推進委員会として、条例の目的に沿った形で名古屋城の建替について意見書を出すというのはどうですか。

(委員長)

この委員会の趣旨から、名古屋市に意見を出すのは大事なことだと思います。その先、どのようになるかはわかりませんが、個人的には皆さんが合意して頂ければ意見を出してもよいのではないかと思います。

(委員)

私も名古屋城に行くことが多く、外国人の方を案内することがあります。その時に一緒に上がれない、せっかく観光にきてもできないことになってしまいます。全員入れないのであればわかりますが、私たちだけバリアがあって入れないような誰にでもやさしくないものにはしてほしくないです。何を目指して史実に忠実にするのかを明確にして頂きたいと思います。そのためにはきちんとこの委員会でダイバーシティ（多様性）をアピールしていないと、伝わっていかないと思います。

(委員)

委員長の提案に賛成です。いろんなものを復元したり、修復や再現したりする際に、何のために復元・修復するのか、どの時点で再現するのか、またその必要があるのかということが、産業遺産の分野でも常に問われています。

何のためにやるのか、誰のために名古屋城を復元するのかということを問い直して頂くことが必要だと思います。この委員会として意見を述べるのは重要なことだと思います。賛成です。

(委員長)

皆さんからよいといってもらっていますが、伝える時期的なこともあると思います。EVをつけてほしいと伝えるかはわかりませんが、人街条例の趣旨に沿って考えてほしいという意見は伝えたいと思います。

(事務局)

各委員に御了解いただいた要望を、名古屋市に提出するという事で調整等を進めていきたいと思っています。

(委員長)

事務局の提案でよろしいでしょうか。事務局の提案に沿って意見書を提出したいと思います。よろしくをお願いします。